

令和8年度 中野区子どもの権利救済相談・調査専門員(会計年度任用職員)
募集要項(令和8年11月1日採用予定)

中野区に関わる全ての子どもが幸せに生きていけるように、子どもの権利を深く理解し、子ども・大人・関係機関の声を丁寧に聴くことができる方、子どもの権利に関する取り組みの発展に貢献したいと強く意思を持つ方、チームワークを大切にし、協働できる方を求めています。

1 勤務地

中野区役所本庁舎(中野区中野四丁目 11 番 19 号)

その他、業務の内容により庁外での活動があります。

2 職務内容

- (1) 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと。(必要な調査や情報収集、子どもや大人の声を聴くこと等)
- (2) 子どもの権利の保障についての普及啓発に関すること。(アウトリーチ活動、普及啓発用資料の作成、区内在住・在学・在勤の子どもや保護者等、関係機関の職員などを対象とした研修・学習会等)
- (3) 子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)の仕事の補佐を行うこと。(子どもや保護者等からの相談受付・対応・支援業務、関係機関との連絡・調整業務、ケース会議・ケース検討のために必要な業務等)
- (4) このほか、子ども政策担当課長が定める事項(子どもの権利に関する事業、企画についての協力、活動報告に関する業務等)

※詳しくは4ページをご参照ください。

3 募集人員

1名

4 応募条件

次に掲げる要件を全て満たす方。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士若しくは弁護士である者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者であると区長が認める者であること。
- (2) 職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること。
- (3) 職務に関連した知識を積極的に修得し、子どもに寄り添いながら支援を行うことについて熱意を有すること。
- (4) 以下の欠格条項の全てに該当しない者であること。(地方公務員法第16条)
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 中野区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 任期

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※勤務開始日については応相談。

6 勤務時間

1日当たり7時間45分

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日：午前10時45分から午後7時30分

土曜日：午前8時30分から午後5時15分

いずれも休憩時間1時間含む

※子どもオンブズマン子ども相談室に係る事業の実施等による時間変更あり。

7 勤務日

1月当たり16日勤務

原則、木曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日のうち、子ども政策担当課長が定める日

※子どもオンブズマン子ども相談室に係る事業の実施等による例外あり。

8 報酬等(予定)

月給 255,476 円(地域手当相当額含む。社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。)

別途、期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額(上限額あり)を支給します。

9 休暇・福利厚生等

・有給休暇

(年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇 等)

・無給休暇

(病気休暇、育児時間、妊婦通勤時間 等)

・雇用保険、社会保険(健康・介護・厚生年金保険)の適用を受けます。

10 応募方法

インターネットによる方法(電子申請)

以下の URL 又は2次元コードから電子申請サービス(Logo フォーム)にアクセスし、画面

の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。

URL: <https://logoform.jp/f/Hon57>



受付期間:令和8年8月5日(水)午前9時から令和8年9月4日(金)午後5時まで
※期間中に正常に受信したものを有効とします。

11 選考方法

(1)第一次選考 書類選考

選考結果は、**令和8年9月7日(月)**以降に郵送により全員に通知します。

(2)第二次選考 面接選考

第一次選考合格者に対して、個別面接を行います。

面接日は**令和8年9月14日(月)～令和8年10月2日(金)**の間の日程を予定しています。

面接時間・場所につきましては別途通知します。

【面接会場】中野区役所本庁舎内

最終選考結果は、**10月上旬頃**に郵送により全員に通知します。

12 問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野4-11-19

子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談担当 担当:田下
kodomosodantanto@city.tokyo-nakano.lg.jp

◆◆ 子どもの権利救済相談・調査専門員とは？ ◆◆

中野区は、中野区子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障を図るため、子どもオンブズマンを設置しています。

子どもの権利救済相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)は、子ども政策担当課長の指揮監督の下、子どもオンブズマンの仕事を補佐し、子どもやその関係者からの相談対応や必要な支援を行うほか、必要に応じて、関係機関との連絡、調整等を行います。また、子どもの権利保障についての理解を広めていくため、子どもの権利に関する普及啓発活動や子どもの権利の保障について必要な調査などを行います。

<参考:相談・支援の流れ>

